

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	財務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税</p> <p>・ 特例措置の内容 適格退職年金制度の廃止期限後も、一定の要件が生じているため、他の企業年金へ移行できない閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護のため、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を要望する。 なお、特別法人税については、令和8年3月末まで課税停止措置が講じられている。</p>		
関係条文	<p>地方税法 第23条、第51条、第292条、第314条の4 地方法人税法 第10条 法人税法 第7条、第9条、第83条、第84条、第87条、第145条の2、第145条の3、 第145条の4、附則第20条 租税特別措置法 第68条の5</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行う必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっており、特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して、課税される。 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更に財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、受給者保護の大きな阻害要因となる。 このため、運用時の特別法人税課税を撤廃又は課税停止措置の延長を行い、受給者保護を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2-1 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
		政策の達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
	政策目標の達成状況	令和6年度末時点で24件189人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用者数は次のとおり。 令和6年度末：24件（189人） 令和7年末：24件（189人）（推計） 令和8年末：24件（189人）（推計） 令和9年末：23件（185人）（推計） 令和10年末：22件（177人）（推計） 令和11年末：19件（151人）（推計） なお、本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成24年4月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。 なお、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	安定した老後の所得を確保するため、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護が図られる。		

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	平成 11、13、15、17、20、23、26、29 年度及び令和 2、5 年度税制改正要望におい て、特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を要望し、平成 11、13、15、17、20、23、 26、29 年度及び令和 2、5 年度において課税停止措置が延長されている。	